

2024年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験 (憲法・民法・刑法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号(2箇所)と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

C自治会は、A市B地区に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、地方自治法第260条の2が定める「地縁による団体」として認可を受けた認可地縁団体である。B地区の全世帯（約500世帯）の約95%がC自治会に加入しており、その活動は、A市等の公共機関からの配布物の配布、災害時等の協力、清掃活動、防犯パトロール、各種行事の実施、集会所の管理・提供等、極めて広範囲に及んでいる。C自治会は強制加入ではないが、未加入者は、C自治会の活動の対象外となるため、A市等からの配布物が配布されず、また、災害や不幸などがあった場合でも、C自治会からの協力・援助を受けることができない。

20XX年、台風による豪雨の影響で、A市を流れるD川の堤防が決壊した。B地区は高台に位置していたために被害を免れたが、A市の他の多くの地域で家屋が浸水するなどの水害が発生した。そこでC自治会は、総会において、適正な手続を経たうえで、特別会費として一世帯当たり100円を徴収し、それを被災したA市内の別の地区の自治会や町内会へ見舞金として寄付することを決定した（以下、本決定）。

C自治会の会員Xは、寄付をするか否かは、個人の自由な意思に委ねられるべき事柄ではないのか、本決定には法的な問題があるのではないかなどと考え、法律家であるあなたのもとへ相談に訪れた。

〔設 問〕

Xの相談に対してどのように答えるかを、憲法の観点を踏まえながら論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

参考資料1 地方自治法第260条の2

1 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
- 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

[中略]

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

[以下略]

参考資料2 C自治会規約（抄）

（会員）

第3条 本会の会員は、B地区に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むこと等により、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員相互の親睦に関すること

（2）清掃、美化等の環境整備に関すること

（3）防災、防火、交通安全に関すること

（4）住民相互の連絡、広報に関すること

（5）集会所の維持管理に関すること

（6）その他、本会の目的を達成するために必要なこと

（会費）

第6条 会員は、1世帯あたり年額6000円（月額500円）を会費として、本会が指定する方法により納入するものとする。

2 特別会費についても、本会が指定する方法により納入するものとする。

3 会費（特別会費を含む。以下同じ。）を納入していない会員は、会費を納入するまで、総会における議決権が停止される。

4 会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じない会員は、退会したものとみなす。

民法

〔問題〕

以下の【事実】を読んで、〔設問1〕及び〔設問2〕に解答しなさい。各設問は独立したものとして検討しなさい。なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事実】

1. Aは、5階建てのテナント・ビル（以下、「甲」という）を所有していたが、2021年5月20日、その4階部分（以下、「甲4階」という）と5階部分（以下、「甲5階」という）を、賃料月額各100万円、合計200万円（翌月分を前月25日までに支払う）、期間を同年6月1日から5年間とする約定で、Bに、スポーツ・ショップの営業を目的として賃貸する契約を締結した。Bは、契約締結日に6月分の賃料200万円を支払い、同年6月1日に引渡しを受け、スポーツ・ショップの営業を開始した。Bの妻の弟Cは、Bの妻とともに、家族ぐるみでスポーツ・ショップを手伝っていた。
2. Cがスポーツ・バーを始めたいというので、Bは、2022年5月15日、Aに無断で、甲5階を、賃料月額100万円（翌月分を前月25日までに支払う）、期間を同年6月1日から4年間とする約定で、Cに賃貸する契約を締結した。Cは、契約締結日に6月分の賃料100万円をBに支払い、同年6月1日に甲5階の引渡しを受け、改装をした上で、スポーツ・バーの営業を開始した。BはCの事業を支援し、Bの妻は、甲4階のスポーツ・ショップとともに、甲5階のスポーツ・バーも手伝っていた。
3. 投資目的で不動産を探していたDは、不動産業者Eから甲を勧められ、2023年2月1日にEの案内で甲を見学した。事前の説明では、甲4階と甲5階のテナントはスポーツ・ショップとのことであったが、甲5階はスポーツ・バーであった。しかし、人気があるように見えたので、Dは、気に入って、甲を購入することにした。同年3月1日、AはDに甲を5億円で売却する契約を締結した。同日、Dは代金5億円をAに支払い、甲につきDへの所有権移転登記がなされた。

〔設問 1〕

2023年6月になって、甲4階及び甲5階を月額合計400万円で借りたいという者が現れたので、Dは、B・Cに対して、甲4階及び甲5階の明渡しを請求したいと考えている。Dの請求の内容を整理し、その当否につき、B・Cからの反論を踏まえて検討しなさい。

〔設問 2〕

2023年6月1日、大地震が発生して、甲の屋上部分に亀裂が生じ、甲5階が雨漏りをするようになった。Cは、Bに修繕するように求めたが、応じてくれなかった。同年6月10日、Cは、やむを得ず、ある業者に依頼して、自ら200万円を支払い、屋上の補修を行った。Cは、誰に対して、補修費用200万円の支払を請求できるか検討しなさい。Bが事実上倒産し、無資力である場合はどうか。

刑 法

〔問 題〕

以下の問題1と2に答えなさい（ただし、特別法違反については論じないこと）。なお、解答は必ず問題番号順に記載しなさい。

問題1

以下の事例におけるXの罪責を論じなさい。

Xは、夜中にお腹がすいたので、食料を買うためにコンビニに行くことにした。Xがコンビニに入ろうとしたところ、中から「強盗だ」という叫び声が聞こえてきた。自動ドアから中に入ると、マスクをしてゴルフクラブを手にしている中年の男Aと、初老の男Bが対峙しており、Bの後ろにはコンビニの店員が倒れていた。Xは、Bがコンビニの店員を助けるために強盗の前に割って入ったものだと思います、Bに加勢するべく、Aとの間にさらに割って入って、Aと対峙して身構えた。Xは、大学の柔道部のキャプテンであり身長185cm・体重90kgの筋肉質の体格だった。一方、Aは身長170cm・体重65kgの中肉中背の体格だった。

実は、強盗はBであり、Bが店員を殴り倒したところを目撃したAが、勇気をふりしぼって、ゴルフ練習場からの帰りだったためにたまたま持っていたゴルフクラブを手にしてBと対峙しているところに、Xが割り込んできたのだった（Aは外出時にはマスクを付けるようにしていた）。目の前に巨漢のXがいきなり立ちふさがって身構えたため、ただでさえ動揺していたAは、さらに気が動転し、腰のあたりに両手で持っていたゴルフクラブを思わず強く握り締めた。Aの体に力が入ったことを感じたXは、素早くAに組み付くと、その動きを制したうえで、頭から床に思いっきり投げつけた。そのために、Aは、頭部打撲に起因する急性硬膜下血腫により死亡した。

問題 2

以下の事例における X の罪責を論じなさい。

X (30歳代の男性) は、令和元年 1 月に、勤務していた会社の上司の娘 (30歳代の女性) と婚姻したが、令和 3 年 6 月頃以降、同じ会社に派遣社員として勤務していた A (20歳代の女性) と不倫関係にあった。

X は、令和 5 年 2 月頃、A から、妻と離婚して A と婚姻することを求められるようになった。しかし、離婚の意思はなかった X は、同年 3 月某日の夜、A が一人暮らしをしていた賃貸アパートを訪れた際、別れ話をした。ところが、A は容易に納得せず、会社の上司や同僚にこれまでの関係をばらすことを示唆する発言もあったことから、X は、気が動転してにわかに殺意を抱き、A の首を両手で数分間にわたって強く絞め続けて、A を窒息死させた。

その直後、X は、「人を殺してしまった。大変なことをしてしまった」と思う一方で、保身を考え、自分と A の関係が知られることにつながる物を持ち去ることを思いついた。そこで室内を探したところ、A のスマートフォン、及び、予定表欄に相手が X と分かるデートの予定が多数書きこまれ、X と一緒に撮影した写真プリントシールも貼付されている A のシステム手帳を発見し、これらを持ち帰って、スマートフォンはすぐに破壊し、システム手帳はバラバラにしたうえでシュレッダーにかけようと考え、自分のバッグの中に入れた。

その後、A のアパートを出て帰宅した X は、まずスマートフォンをハンマー等を用いて破壊した。次に、システム手帳を開いたところ、裏表紙のカードホルダーに A の銀行キャッシュカードが収納されていることに偶然気づいた。そこで、X は、しばらく事件捜査の手が自分に及ばないようであれば、これを用いて現金引出しを試みようと思うに至り、同カードを取り出して、自室内の物入れの奥に隠置した。そして、システム手帳の全ての頁をシュレッダーにかけて廃棄した。

